

「うぐす保育園 大成」重要事項説明書

小規模保育事業設置者の表示

事業者の名称	株式会社 UGUSU うぐす保育園 大成
代表者氏名	代表取締役 杉本 拓也
法人の所在地	埼玉県川口市西立野400-9
法人の電話番号	048-298-7887
定款の目的に定めた事業	認可保育所運営

(1) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社UGUSUの設置するうぐす保育園 大成は小規模保育事業A型として行う保育・教育の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する満3歳未満の子どもに対し、適切な保育・教育を提供することを目的とする。
運営方針	子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するように努めます。また、利用する子どもの属する家庭及び地域との結びつきを重視した運営を行うとともにその支援を行い、県・市・小学校等・子育て施設を行う者・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(2) 提供する保育の内容

1 小規模保育事業所(うぐす保育園大成)の概要	
名称	うぐす保育園 大成
所在地	さいたま市大宮区大成町1-189-1 ADO大成ビル 1F
認可年月日	平成29年4月1日
電話番号	048-654-3793
FAX番号	048-654-3793
メールアドレス	ugusu09@gmail.com
施設長氏名	神志那 千乃
入所定員(年齢別)	「(6)乳児及び幼児の区分ごとの利用定員」のとおり
職員数	「(3)職員の職種、員数及び職務の内容」のとおり
取扱う保育事業	障害児保育、延長保育、幼児教育等

自己評価の概要	職員による自己評価を年1回実施し、併せて利用者アンケートを年1回行いサービスの向上に努めます。
第三者評価の概要	5年に1回実施を予定しています。
職員研修実施状況	さいたま市主催の保育に関する研修に参加後、園内周知研修を実施 年1回の自己評価の結果をもとに個人研修を行い職員知識向上に努めます。
嘱託医	川口並木クリニック 神谷文雄 院長

2 保育事業所の概要

敷地	面積 355.46 m ²		
建物	鉄筋コンクリート造 地上3階建て1階部分	延べ床面積	89.52 m ²
施設の内容	乳児室・ほふく室	1 室	面積 10.63 m ² 調理室 4.82 m ²
	保育室・遊戯室	1 室	面積 53.92 m ² トイレ・洗面所 3.92 m ²
	幼児用トイレ	2 個	面積 3.12 m ² 更衣室 2.53 m ²
設備の種類	冷暖房、児童用トイレ		
安全対策	事故発生防止委員会を偶数月に開催及び職員定期研修(6月・12月)の実施		
	乳幼児賠償責任保険加入 保険会社名 三井住友海上		
その他	屋外遊戯場の代替場所 八幡公園 徒歩5分		

3 連携施設

施設名称	社会福祉法人うぐす拓育会 うぐす保育園日進	卒園後の受け入れ人数	1名
施設所在	さいたま市北区日進町2-1746-3		
施設連絡先	048-661-0880		
施設名称	社会福祉法人まあれ愛恵会 大成たいよう保育園	卒園後の受け入れ人数	1名
施設所在	さいたま市大宮区大成町2-161-1		
施設連絡先	048-778-8615		
施設名称	社会福祉法人みずほ育伸会 みずほ保育園大宮大成	卒園後の受け入れ人数	1名
施設所在	さいたま市北区大成町4-453-2		
施設連絡先	048-652-3240		
施設名称	社会福祉法人みずほ育伸会 みずほ保育園天沼第2	卒園後の受け入れ人数	2名
施設所在	さいたま市大宮区天沼町1-504-3		
施設連絡先	048-643-3240		
施設名称	社会福祉法人碧凧会 西大宮まりーな保育園	卒園後の受け入れ人数	1名
施設所在	さいたま市西区西大宮3-61-7		

施設連絡先	048-621-3050		
施設名称	株式会社みらいステップ 西大宮はばたき保育園	卒園後の受け入れ人数	2名
施設所在	さいたま市西区西大宮3-9-3		
施設連絡先	048-621-4350		
連携内容	①保育内容の支援 ②代替え保育の提供 ③卒園後の受け入れ ※うぐす保育園日進:土曜日共同保育の実施 ※共同保育中の緊急時の対応は連携先のうぐす保育園日進の規定に準ずる。		
4 年間保育計画			
組・グループ	保 育 計 画		
0歳児	安全な環境の中で生命の保持と情緒の安定を図る。保育士の受容により信頼関係を築く。一人ひとりの生理的な欲求を満たしながら健康的な生活リズムを確立し、快適に過ごせるようにする。個人差に留意しながら離乳や歩行の完成・発語の意欲を育てる。		
1歳児	保育士との関わりの中で安定して自分の気持ちや要求が表せるようになる。生活面では、子どもが自分でしようとする気持ちを持ち少しずつ出来るようになる。安全で活動しやすい環境の中で全身を使った遊びや探索活動を十分に行い、活動の幅を広げ歩行を確立する。言葉の理解や発語への意欲を育て言葉が発することを楽しむ。		
2歳児	身の周りのことを自分でしようとする気持ちを育てる。全身や指先を使ったあそびを十分楽しみ、丈夫な身体づくりをする。保育士の仲立ちによって、ともだちとの関わりを広げていく。		
その他 (年間行事等)	4月 入園式 5月 子どもの日 6月 虫歯予防ディ 7月 プール開き 8月 夏祭り 10月 ハロウィン 12月 クリスマス会 1月 お正月 2月 節分 3月 卒園式 ※ 他 毎月の身体測定・お誕生日会・避難訓練があります。		

6 主な1日の保育スケジュール

時 間	
0歳児	7時30分～9時30分 順次登園 9時30分 朝の会・軽食 10時～11時 月齢により午前睡・戸外活動 11時～11時30分 昼食 12時 午睡 15時 おやつ・離乳食 16時30分～18時30分 室内遊び ※月齢により異なります。
1歳児	1歳・2歳同様
2歳児	7時30分～9時30分 順次登園 9時30分 朝の会 10時～11時 活動 11時30分～ 昼食 12時～15時 午睡 15時 おやつ 16時30分～18時30分 順次降園
主なお散歩コース	屋外遊戯場の代替場所 八幡公園 徒歩5分

6 食事の提供について

昼食・おやつ・捕食	<ul style="list-style-type: none"> 毎日、自園調理し児童に提供します。 保護者の方へは、前月25日ごろに翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	給食等に使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に「アレルギー疾患生活管理指導表」を御記入のうえ御提出してください。御相談の上、除去・代替食にするなどの対応を検討します。(例)卵・牛乳・そば、魚介類(えび・かに)など
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> 調理員及び調乳・食事介助を行なう保育従事職員は、毎月検便を行っています。

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種		常勤職員	非常勤職員	備考(例)
保育に 従事する 職員	施設長 (保育士)	1人		保育運営責任者です。
	保育士	4人	4人	保育士有資格者です。 ※同等配置と認められる看護師を1名含みます。
	保育従事者	人	人	厚生労働省ガイドラインに定める研修修了者を配置しています。
	保育補助者	人	人	充足職員の他に追加配置している保育従事者です。
調理員		人(栄養士)	1人(調理師)	栄養士は当園の献立作成をしています。
事務員		人	人	施設設置者が事務長として従事しています。

- 1 当施設の職員は勤務時間中、(職種・名字)を園入り口に掲示します。職種を明示しています。
- 2 職員の勤務体制表は月ごとに作成し前月25日に園内に掲示します。

(4) 保育の提供を行う日及び時間、並びに提供を行わない日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	月～金 7時30分～19時まで 土 7時30分～18時30分まで
保 育 標 準 時 間	月～土 7時30分～18時30分まで
保 育 短 時 間	月～土 8時30分～16時30分まで
うち時間外保育時間	標準時間 18時30分～19時 短時間 7時30分～8時30分・16時30分～19時(土曜は18時30分まで)
休 所 日	日曜日・祝祭日・年末年始

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

- 1 保育費用のうち利用者負担額(月額)の保育料は、さいたま市保育料徴収基準によります。
平成29年度さいたま市利用者負担額徴収基準額表(予定)

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(単位:円/月)		
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯	0	0	
第2	第1階層を除き、前年度市町村民税(9月以降は当該年度市町村民税)の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0
第3		市町村民税均等割額のみ世帯	8,000	7,800
第4		48,600円未満	10,000	9,800
第5		48,600円以上 63,900円未満	12,500	12,200
第6		63,900円以上 97,000円未満	19,500	19,100
第7		97,000円以上 137,600円未満	33,000	32,400
第8		137,600円以上 169,000円未満	44,000	43,200
第9		169,000円以上 301,000円未満	55,000	54,000
第10		301,000円以上 397,000円未満	60,000	58,900
第11		397,000円以上	72,800	71,500

※ 保育材料(共用遊具・絵本・消耗教材等)・おやつ代・昼食代・飲料代は月極保育料に含みます。

- 2 保育費用のうち、地域型保育給付額を市町村より利用者により当施設が受領(法定代理受領)することになりますが、受領した月日、受領額を翌月10日までに利用者により文書で通知します。
- 3 上記のほか、保護者に負担していただくものは
・連絡帳代 1冊 250円 ・スポーツ振興会 年240円 ・帽子代 1,000円 ・延長代 30分 400円
・行事費 実費
- 4 自主事業(付帯サービス)の利用料金(例)

- ・ 時間外保育＝月極保育以外に時間単位での保育を行っています。月極保育の出席数により受入人数が変動しますので、ご利用は前日16時までの予約が必要です。
料金は30分当たり400円です。

5 上記2～4の金額は、すべて消費税を含む金額です。

6 支払は以下の方法でお願いします。

- ・ 現金振込払(納付期限:保育利用当月末)

銀行名 埼玉りそな銀行 支店 大宮西支店 口座名 株式会社UGUSU

口座番号 普通 4707193

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	計
定員	6人	6人	7人	19人

(7) 小規模保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

1 利用開始及び終了に関する事項

利用開始時について	お住まいの市町村の利用調整結果に基づいて保育必要認定証の支給内容等を確認し、利用契約を結びます。
利用終了について	保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、当うぐす保育園 大成【株式会社UGUSU】の利用は終了となります。 また、地域型保育給付が支給対象外となってから当施設を利用した場合、保育料とともに地域型保育給付同額を請求させていただくことになりますので必ず、終了予定をご連絡下さるようお願いいたします。

2 利用に当たっての留意事項

欠席する場合 又は 登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合、又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までに御連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の時間外保育扱いとなりますので、16時までに御連絡願います。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の登園停止期間を経過して登園許可書を記入してから登園してください。
発熱のある場合について	熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師が必要を認め、当園児が処方を受けた薬に限り、医師の直接指示に基づき行うことができます。必要がある場合は個別に御相談させていただきます。

入園時に用意するもの	
毎日持参するもの	通園バック・紐付きタオル・着替え・食食用エプロン・食食用お手拭きタオル・汚れ物入れのビニール袋・おむつ・お尻拭き・バスタオル・靴

(8) 緊急時における対応方法

- 1 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- 2 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘱託医	医療機関	川口並木クリニック	担当医師	神谷 文雄 院長
	所在地	川口市並木3-34-17	電話	048-253-3994
嘱託医	医療機関	土呂駅あつ美歯科クリニック	担当医師	成田紗織
	所在地	さいたま市北区土呂町2-12-2 マロニエスクエア2F		
消防署(救急)	管轄消防署名	大宮消防署大成出張所		
	所在地	さいたま市大宮区大成町1丁目226番地	電話	048-665-4231
警察署	管轄警察署名	大宮警察署		
	所在地	さいたま市大宮区北袋町1丁目197番地7	電話	048-650-0110

(9) 非常災害対策

消防計画作成 (変更) 届出書	大宮区消防署 防火管理者 氏名 黛 翔太			
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。			
防災設備	煙感知器・誘導灯			
避難場所	第1避難場所	八幡公園	第2避難場所	大成中学校

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項 うぐす保育園の取組

- 1 うぐす保育園 の設置者及び職員は児童福祉法第33条の10各号に掲げる以下の行為、その他児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
 - ・ 入園児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ・ 入園児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
 - ・ 入園児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保育施設職員としての保育業務を怠ること。
 - ・ 入園児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 2 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- 3 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために毎年研修に職員派遣受講させています。

(11) 前項目に掲げるもののほか、小規模保育事業の運営に関する重要事項

1 保護者会について

年に2回、開催予定です。保育所からは行事やできごと、理事会(又は運営委員会)の内容等に関することについてお知らせします。また、保護者の御意見もいただく場としています。

2 運営委員会について

年に2回、開催予定です。保護者代表者、外部委員(社会福祉事業について知識経験を有する方)及び事業者がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです。

3 健康診断等について

健康診断	0歳児	毎年、年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。
	1歳・2歳児	毎年、年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。
	全職員	当施設の職員は、毎年4月、または採用時に健康診断を受診し、保育事業に支障がないことを確認しております。
身体測定	全乳幼児	毎月月末に身長・体重測定を行います。結果については、各児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。

※ その他、乳幼児の日頃の様子などでご心配なことがありましたら保育園に御相談ください。

4 賠償責任保険の加入

1事故	300,000千	円
1名につき	100,000千	円

5 保育内容に関する相談・苦情窓口の設置

(1) うぐす保育園大成 相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者 氏名 神志那 千乃	電話 048-654-3793
相談・苦情解決責任者 氏名 杉本 拓也	電話 090-8348-8787 役職 代表取締役
第三者委員 氏名 山岸 友和	川口まり一な保育園 園長 TEL 048-242-5517
氏名 石合 延枝	祥和会 統括園長 TEL048-878-1888
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。